

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全等国有林野が発揮している公益的機能に悪影響を及ぼしたり、民有林野における外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合があります。

このような場合において、「公益的機能維持増進協定制度^{*}」により、森林所有者等と森林管理局長が協定を締結し、国有林野と一体的に民有林野の整備及び保全を進めています。

本制度の活用により、令和4年3月末までに20か所で協定を締結し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための間伐等の実施、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に取り組んできました。

公益的機能維持増進協定制度



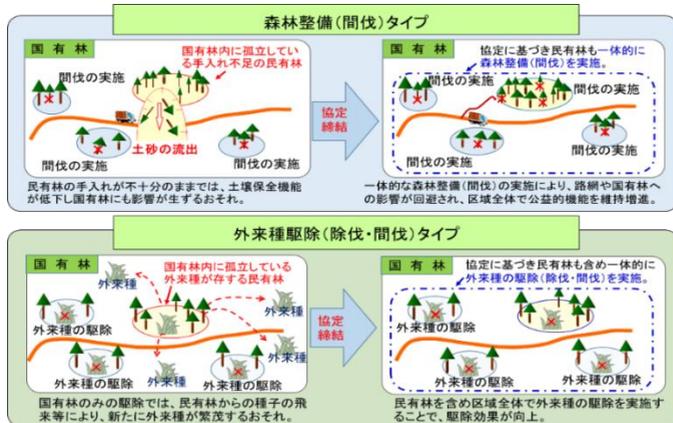
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/index.html#2

表－21 公益的機能維持増進協定の締結状況

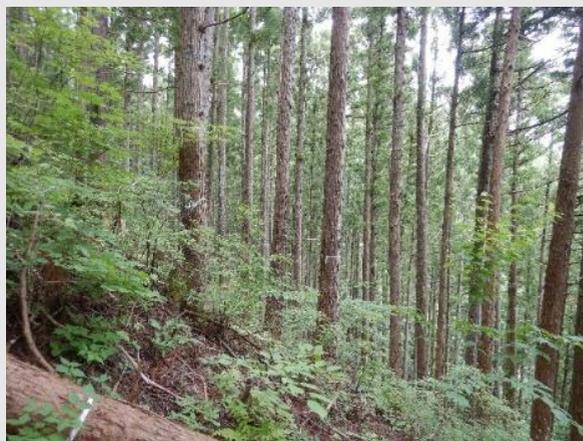
概要	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定数	協定面積
間伐等の 森林整備 の実施	関東	天竜森林管理署	1	18ha
		塩那森林管理署	1	24ha
		日光森林管理署	2	157ha
		茨城森林管理署	2	65ha
	九州	北薩森林管理署	1	21ha
合計			7	286ha

令和4年3月末現在。

図－9 公益的機能維持増進協定制度のイメージ



事例 26 大田原市南方地区における公益的機能維持増進協定に基づく森林整備 (関東森林管理局)



- ・ 栃木県大田原市(おおたわらし) 南方(なんぼう)の民有林
- ・ 間伐後の林内(令和3年6月)

塩那森林管理署管内の国有林野に介在する民有林においては、間伐の遅れから林内が暗くなり、下層植生の衰退による公益的機能の低下が懸念されていました。

そのため、下層植生の発達した森林を維持し水源涵養機能等の公益的機能が確保されるよう、公益的機能維持増進協定制度を活用して、平成30年度に関東森林管理局と民有林所有者との間で協定を締結し、令和元年度に保育間伐を実施しました。間伐実施後は、林内環境が改善され、下層植生の生育が確認できました。令和3年度にも引き続き林内を巡視しながら、下層植生と土壌が健全で公益的機能が維持されている様子を確認しています。